

萩 財 政 第 4 7 号
平成 2 5 年 9 月 3 0 日

議会事務局長
災害復興局長
部長・理事
総合事務所長
会計管理者
消防長
教育委員会事務局長
行政委員会事務局長

様

総 務 部 長

萩市予算規則第3条第2項の規定により、「平成26年度予算編成方針」を次のとおり通知します。

平成26年度予算編成方針

来るべき平成26年度予算は、去る平成25年7月28日、田万川地域、むつみ地域及び須佐地域を襲った豪雨災害からの復旧・復興を加速させるため、「被災地の復旧・復興事業」を最優先事業として位置付けた予算編成を行うとともに、市勢の維持、発展のために必要な事業についても着実に実施します。

ただし、豪雨災害からの災害復旧事業費が現在も積算中であること、そして豪雨災害の発生を受けて平成25年度サマーレビューが未了となったこと等から、平成26年度の財政推計は困難なものとなっています。

したがって、以下の「平成26年度予算編成方針」は、平成25年度予算までの予算編成方針とは相違しています。

各部局におかれては、現下の財政状況を認識され、要求事業については、所属長のもとで前例踏襲主義を排除し、全ての事務事業の再点検及び再設計を行った上での予算要求を求めます。

1 予算要求に当たっての基本方針

(1) 要求・要望について

平成26年度は要求事業を「通常収支分」と「7月28日災害対策分」に分離します。7月28日豪雨被害からの復旧・復興事業については、通常収支分とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を優先的に確保します。

通常収支分のうち、萩市が取り組むべき農業などの一次産業の振興に必要な事業、新たな雇用の創出や地場の商工業振興に必要な事業、超高齢化社会が進む萩市にとって必要な事業、市民の生命・財産を守るための防災・減災事業、明治維新150年記念事業及び学校施設の耐震化を推進する事業は、それぞれの所要額を要求してください。

その他の施策については、原則、継続的な事業の要求とし、新規施策は真に必要な事業に厳選することを求めます。

(2) 要求経費の区分

平成26年度予算は、7月28日豪雨被害からの復旧・復興を加速化するために、新たに「豪雨災害経費」の区分を設けて財源を別枠で確保した上で、以下の5つの経費区分で事業整理を行います。

なお、その詳細は8ページ3-(2)「当初予算に係る経費区分の設定」を参照してください。

- ① 義務的経費・・・人件費、扶助費、公債費等
- ② 政策的経費・・・平成25年度サマーレビュー要求事業費
- ③ 施設維持補修的経費・・・施設の予防保全、事後保全事業費
- ④ 豪雨災害経費・・・**新設** 以下(3)のとおり
- ⑤ 一般行政経費・・・上記①～④を除く事業費

原則、平成25年度当初予算額の一般財源充当額の80%の額を要求上限額として設定

(3) 7月28日災害対策分の要求

7月28日災害からの復旧・復興に係る経費については、被災地の復旧・復興の状況等を踏まえ、所要の額を要求してください。

(4) 通常収支分の要求

新規事業の要求に当たっては、終期を設定し、後年度の負担を明らかにした上で見積もってください。

また、既存事業については施策の見直しや再構築を図るとともに、経費の見積りに当たっては、厳しく実績を踏まえることとし、決算状況を徹底的に分析し、原則として過去3か年実績を超える経費の見積りはしないでください。

(5) 消費税率引上げへの対応

税制抜本改革法に基づく消費税率の引上げは、附則第18条にのっとり政府の判断が行われます。消費税率の引上げは歳入歳出の双方に影響を及ぼしますが、国の判断に基づき的確な対応が求められます。

したがって、平成26年度予算要求作成に当たっては、予算要求書提出時の政府判断を基本に、その後、萩市議会12月定例会に提案予定の各種条例

案により、歳入歳出予算額を的確に見積もってください。

(6) 歳入の確保

- ① 市税、保育料、各種住宅や施設の使用料等、毎年9月定例市議会決算審査特別委員会等で収入状況についての指摘がある歳入項目については収納率の向上対策の検討を求めます。また、使用料及び手数料、財産収入、雑入等の増収対策も積極的に検討し、あらゆる創意工夫により財源の創出に努めてください。
- ② 国庫支出金及び県支出金については、国や県の予算編成の動向を踏まえ、市の施策上、真に必要と認められものについては、積極的な確保に努めてください。また、その根拠法令等を確認してください。

2 その他

4ページに「今後の財政推計（普通会計）」の一部を、5ページに「普通交付税の推移」を記載しています。

「今後の財政推計（普通会計）」はサマーレビュー未了のため、平成24年度に実施した時点で作成したものです。

「普通交付税の推移」は、平成25年度普通交付税算定に基づくもので、平成25年度決定額では一本算定と合併算定替の差額は約30億円です。

普通交付税は平成27年度から始まる積算方法の変更により平成31年度までの間は漸減が続き、平成32年度に新市としての本来の算定に戻り、その試算額は平成25年度の普通交付税額に比して約45億円もの減少が見込まれています。

今後は、これまでの行政サービスを引き続き提供し続けることのできるような行財政システムの再構築が求められます。

以上の平成26年度予算要求に当たっての基本方針を念頭に置きながら、8ページの「3 当初予算見積りに当たっての考え方」以降の各事項に留意しつつ、的確な予算見積りを行われますよう通知します。

① 今後の財政推計（普通会計）

区 分		類似団体 23年度	18～24年度は普通会計決算数値								(単位：百万円)	
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
歳入	市 税	6,800	5,619	6,046	6,084	5,810	5,724	5,705	5,578	5,339	5,209	4,970
	地方交付税	5,415	12,842	12,728	13,402	13,855	14,652	14,640	14,816	13,703	13,216	12,457
	繰 入 金	385	55	1,844	211	706	48	81	1,268			
	市 債	1,999	2,670	2,387	1,594	2,528	2,951	1,953	3,236	3,854	4,873	2,429
	そ の 他	7,869	9,864	8,484	8,647	10,584	12,012	10,146	10,035	7,808	6,994	7,051
	歳入合計	22,468	31,050	31,489	29,938	33,483	35,387	32,525	34,933	30,704	30,292	26,907
歳出	人 件 費	3,708	6,311	6,472	6,316	6,332	6,226	5,964	5,818	6,070	5,999	6,329
	扶 助 費	4,002	3,263	3,249	3,443	3,586	4,087	4,312	4,277	4,139	4,194	4,202
	公 債 費	2,471	5,102	5,282	5,218	5,122	4,870	5,006	4,999	5,160	4,867	4,159
	投資的経費	2,748	5,727	5,160	3,159	5,811	7,483	4,315	7,369	5,662	4,880	4,156
	そ の 他	8,617	10,357	11,061	11,200	11,608	11,659	12,070	11,526	11,175	11,691	10,318
	歳出合計	21,546	30,760	31,224	29,336	32,459	34,325	31,667	33,989	32,206	31,631	29,164

形式収支 (歳入－歳出)	922	290	265	602	1,024	1,062	858	944	△ 1,502	△ 1,339	△ 2,257
実質単年度収支		△ 416	△ 294	216	515	609	554	608	△ 1,502	△ 1,339	△ 2,257

※ 平成25年度以降の決算見込については、平成24年度のサマレビューに基づく推計数値です。また、単年度の収支を明確にするため、繰越金及び繰入金は計上していません。

● 収支不足に対する措置

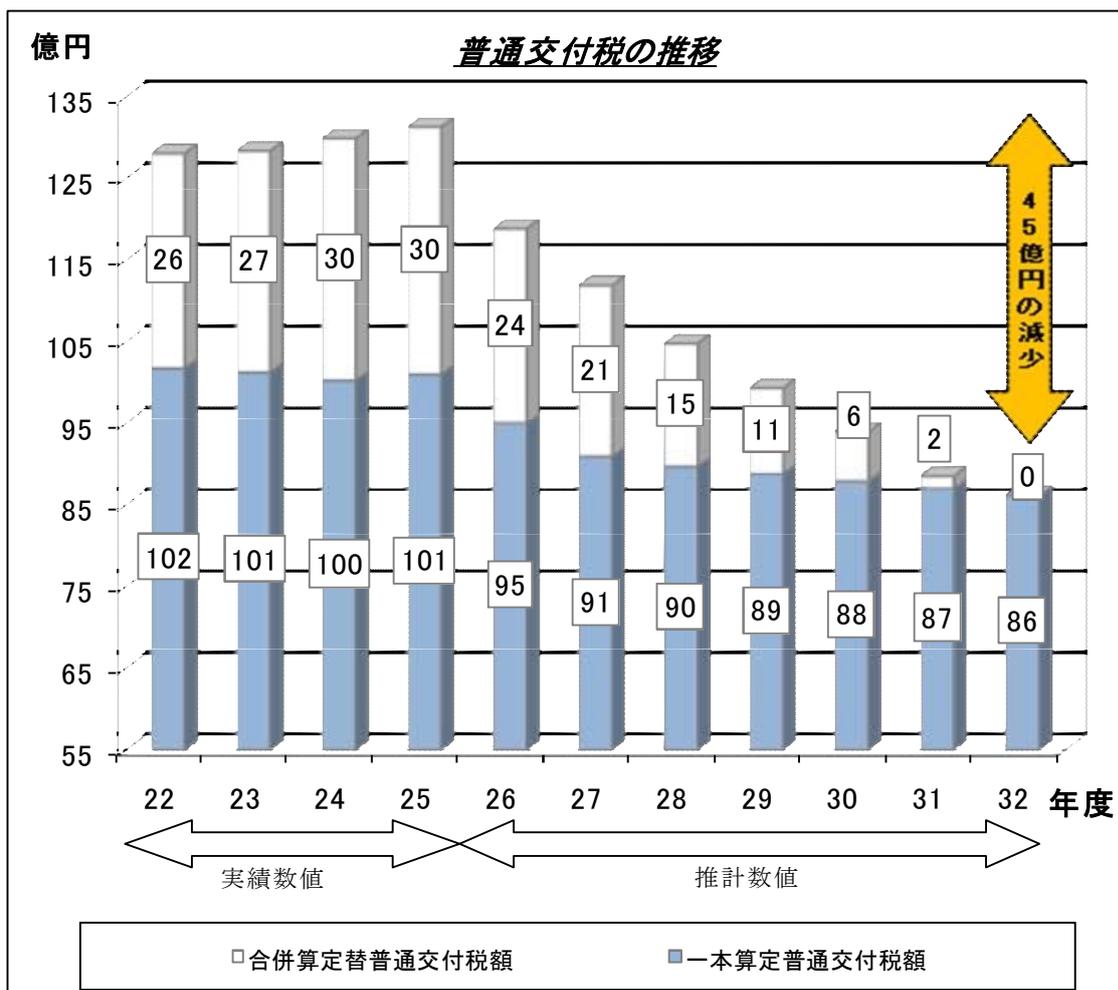
基金繰入金 (普通会計決算額)	385	50	1,836	200	0	0	0	0	1,502	1,339	2,257
基金残高 (財調・減債)	2,673	5,295	3,567	3,429	3,582	3,926	4,505	5,056	4,098	2,762	508

地方債残高	21,164	45,926	43,831	40,946	39,024	37,711	35,219	33,720	34,059	34,538	33,277
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

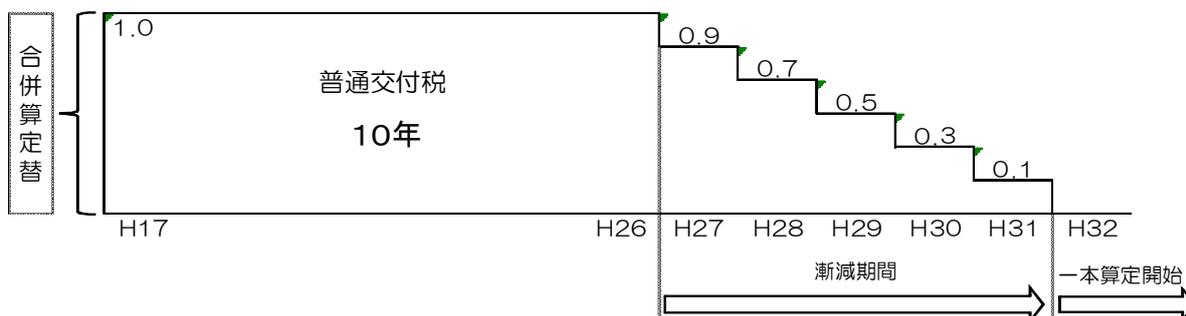
経常収支比率	89.6	91.4	91.4	93.6	89.9	87.4	89.8	89.5			
実質公債費比率	11.1	17.6	15.6	15.0	14.0	12.4	11.4	10.8			

新市施行後から24年度決算までは黒字決算でしたが、25年度決算については、7月28日発生した豪雨災害に係る事業費が現在不明であり、場合によっては、大幅な地方債発行額の増加や多額の財政調整基金の繰入れも考えられます。

② 普通交付税の推移



【合併算定替適用期間のイメージ図】



合併算定替で措置されている普通交付税が、27年度から5か年かけて段階的に減額されます。この間に、国勢調査人口の減少等の影響により、32年度には25年度と比較して総額で45億円程度の減少となる見込みです。

③ 地方債残高の推移

(単位:千円)

区分	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末
(1) 16年度末以降の市債 残高減少額(累計)		△ 630,952	△ 2,382,124	△ 6,343,899	△ 10,054,601	△ 12,777,164	△ 14,779,010	△ 17,947,588	△ 19,853,556
(2) 対前年度市債減少額 (単年度減少額)		△ 630,952	△ 1,751,172	△ 3,961,775	△ 3,710,702	△ 2,722,563	△ 2,001,846	△ 3,168,578	△ 1,905,968
(3) 市債残高総額	68,108,098	67,477,146	65,725,974	61,764,199	58,053,497	55,330,934	53,329,088	50,160,510	48,254,542
① 一般会計	48,020,201	47,510,311	45,921,413	43,827,390	40,942,637	39,022,058	37,710,052	35,218,532	33,720,052
② 特別会計	20,087,897	19,966,835	19,804,561	17,936,809	17,110,860	16,308,876	15,619,036	14,941,978	14,534,490
住宅新築資金等貸付事 業特別会計	7,830	6,936	4,547	3,781	2,979	2,138	657	336	0
国民健康保険事業(直 診勘定)特別会計	265,522	261,586	229,560	208,140	187,697	163,155	140,421	117,824	336,845
介護保険事業特別会計	23,534	5,620	3,746	1,873	0	0	0	40,853	27,235
簡易水道事業特別会計	2,217,222	2,175,295	2,160,019	2,051,431	1,901,693	1,758,236	1,679,047	1,602,504	1,550,585
公共下水道事業特別会 計	10,168,767	10,256,203	10,339,658	8,816,388	8,453,300	8,085,371	7,731,819	7,330,728	7,080,039
特定環境公共下水道事 業特別会計	712,538	683,719	643,436	596,619	543,135	488,745	436,091	386,258	343,527
農業集落排水事業特別 会計	4,972,516	4,754,804	4,534,812	4,327,387	4,057,057	3,757,310	3,645,832	3,561,097	3,310,112
漁業集落排水事業特別 会計	1,577,946	1,656,083	1,698,448	1,732,804	1,768,760	1,862,580	1,799,578	1,724,733	1,722,106
林業集落排水事業特別 会計	20,332	19,182	17,813	16,345	14,856	13,348	11,819	10,268	8,793
特定地域生活排水事業 特別会計	26,000	54,400	84,000	98,726	103,848	106,316	108,032	107,653	101,622
個別排水事業特別会計	95,690	93,007	88,522	83,315	77,535	71,677	65,740	59,724	53,626

④ 一般・特別会計の基金の状況

(単位：千円)

区 分	年 度	平成16年度末	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
		残 高	残 高	残 高	残 高	残 高	残 高	残 高	残 高	残 高	
財 政 調 整 基 金		2,644,559	2,645,662	2,798,234	2,498,516	2,558,015	2,707,986	3,051,497	3,629,910	4,179,820	
減 債 基 金		2,544,316	2,545,394	2,497,212	1,068,389	871,454	874,081	874,828	875,490	876,370	
その他 特定 目的 基金	職 員 退 職 手 当 基 金	348,328	548,661	748,748	820,778	992,969	996,129	997,206	1,241,946	1,408,414	
	山口福祉文化大学進学奨学基金	61,818	61,033	60,276	59,267	57,255	54,595	50,692	45,484	40,444	
	守 永 ・ 石 川 基 金	201,097	200,197	200,197	196,002	190,514	184,275	171,048	159,318	145,769	
	あなたのふるさと萩応援基金					38,816	99,526	96,144	104,302	114,106	
	合 併 特 例 基 金					500,000	1,001,120	1,852,881	2,356,552	2,860,231	
	振 興 基 金	463,356	463,356	463,356	463,356	739,056	763,661	866,887	816,452	566,635	
	福 祉 振 興 基 金	1,182,780	1,182,780	1,182,780	1,182,780	1,182,780	1,182,780	1,182,780	1,182,780	203,443	
	市 民 病 院 基 金	908,869	909,640	910,415	912,478	916,612	922,263	923,795	924,780	925,766	
	ふるさと・水と土保全対策基金	35,013	35,013	35,013	35,013	35,013	35,013	35,013	35,013	35,013	
	温 泉 振 興 基 金				2,070	4,700	7,337	9,817	9,820	12,298	
	高 等 学 校 進 学 奨 励 基 金	48,302	46,337	44,491	42,644	40,835	39,038	36,584	33,779	31,212	
	教 育 文 化 奨 励 基 金	6,200	6,200	6,200	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	
	芸 術 文 化 育 英 基 金	22,474	22,474	22,474	22,474	22,474	22,474	22,474	22,474	24,474	
	教 育 振 興 基 金			3,765	6,358	8,371	10,472	12,528	13,610	15,111	
	市 庁 舎 建 設 基 金							100,000	200,000	301,256	
	大谷重友大学進学奨学基金						20,000	24,100	23,593	22,799	
	大田義晴進学奨学基金							19,640	18,696	17,143	
	公 共 施 設 整 備 基 金	108,954	63,054	63,089	63,299	63,370	基金の 統廃合あり				
	福 祉 援 護 基 金	28,614	31,666	34,556							
	農 林 業 活 性 化 基 金	102,224	53,224	53,224	53,224	53,224					
	商 工 振 興 基 金	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700					
	ふ る さ と 振 興 基 金	244,405	242,476	242,574	242,913	243,918					
	循 環 バ ス 基 金	723	724	724	725	728					
陰陽連絡高速道整備基金	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500						
藍場川用水維持基金	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000						
残 土 処 分 場 基 金	1,013	1,643	2,273	2,276	4,167						
素 水 園 基 金	303	303	303	303	303						
図 書 館 図 書 整 備 基 金	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000						
文 化 財 保 護 基 金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000						
定額運用	土 地 開 発 基 金	1,237,005	1,237,723	1,239,094	1,240,702	1,256,220		1,261,725	1,265,267	1,278,622	1,282,719
	用 品 調 達 基 金	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000		3,000	3,000	3,000	3,000
	肉用繁殖雌牛購入基金	13,422	13,422	10,913	10,465	8,918		7,680	7,445	7,224	廃止
	乗 車 券 類 発 売 基 金	600	600	600	600	600		統廃合			
特別会計	国 民 健 康 保 険 基 金	876,541	874,140	1,051,572	962,799	878,100	632,638	410,193	282,452	283,368	
	介 護 給 付 費 準 備 基 金		8,683	34,817	103,515	159,264	178,373	63,032		79,068	
	介護従事者処遇改善臨時特例基金					38,626	27,131	15,547	廃止		
合 計		11,116,116	11,229,605	11,742,100	10,032,546	10,907,902	11,037,697	12,098,798	13,271,697	13,434,859	

3 当初予算見積りに当たっての考え方

(1) 当初予算

平成26年度当初予算は、**通年予算**として編成します。当初予算成立後の制度改正や災害対策などの特別な理由がある場合を除き、原則、年度途中の予算補正は行いませんので、十分な見積りを行ってください。

(2) 当初予算に係る経費区分及び要求可能額の設定

歳出予算を以下の5つの経費に分類します。

① 義務的経費

過去の決算等の分析・検証を踏まえて、規模・単価等積算根拠を十分に精査した上で、必要な所要額を算定してください。

② 政策的経費

7月28日の豪雨災害により、今年度のサマーレビュー市長・副市長査定は中止としましたので、サマーレビュー時の要求額を更に精査し、要求してください。

なお、今後、災害関連事業を優先して実施するため、これまでの事業計画の再検討を求めます。

③ 施設維持補修的経費

予防保全については、公共施設維持保全計画（該当施設については財産管理課より通知済み）に基づき、事後保全については、最低限度の必要額を積算し、要求してください。なお、昨年度実施した財産管理課の事前査定は中止します。

《経費区分上の「施設維持補修的経費」について》

○建物及び建物に附帯する設備等の修繕工事に係る経費を対象とします。
（工事に伴う設計監理等の委託料を含む。）

※平成25年度の予算要求書の経費区分を参考にしてください。

○廃棄物処理施設に係る設備、文化財・史跡等施設、上下水道施設は除きます。

④ **新規**豪雨災害経費

7月28日の豪雨災害に係る復旧・復興事業に必要な経費については、必要額を積算し、要求してください。

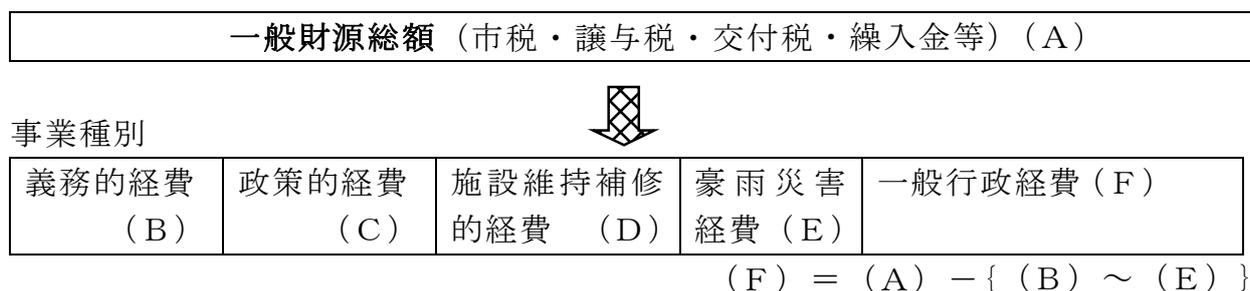
⑤ 一般行政経費

上記①～⑤以外の経費について、必要額を積算し、要求してください。過去からの先例等で要求するのではなく、各部局において、事業効果の検討や抜本的な事務事業等の見直しを行い、不要不急な事業の廃止や維持管

理経費の節減等思い切った歳出の削減を図り、必要経費の精査を行ってください。

なお、豪雨災害関連事業の実施により一般財源の大幅な不足が予想されます。したがって、平成26年度予算編成においては、平成25年度当初予算に充当した一般行政経費の一般財源額の80%での上限額設定を行います。

《 予算における一般財源のイメージ図 》



（3）地方債発行額の抑制

地方債は性格上、将来における一般財源（市税、交付税等）を先取りするというもので、つまり地方債を発行した年度は「歳入」ですが、翌年度以降はいずれの施策よりも優先して返済義務が生じることから、その発行には最大限の留意が必要です。

萩市の現状は、学校施設耐震化事業、新清掃工場建設事業及び豪雨災害関連事業等の実施に伴い、平成25年度以降、当分の間、地方債発行額の大幅な増加が見込まれることから、今後、財政構造が硬直化することが予想されています。

（4）後年度負担の把握等

後年度負担は義務的経費として萩市財政に多大な影響を与えることとなるため、安易に後年度負担をもたらすことのないよう十分検討してください。

また、新たな事業や施設整備については、必ず計画段階から、その執行体制及び管理運営のあり方について方針を定めてください。

施設整備については、維持管理費等を含んだフルコストで事業費を試算し、その積算根拠資料（様式任意）を添付してください。後年度負担の検討のない事業化はありません。今回は財政課長査定時に、特にその試算根拠の説明を求めます。

萩市と連結対象となるような外郭団体等の債務は、常にその状況を把握し、後年度、多大な財政負担をもたらすことのないよう留意してください。

(5) 国の施策の活用

国の施策には市の予算計上を伴わないものの、各課が直接予算管理ができる特定の施策があります。それらの施策の情報を的確に収集の上、事業を確保され、萩市の諸課題の解決に活用してください。

(6) 市議会一般質問市長答弁及び地域協議会諮問事項への対応

一般質問での市長答弁及び地域協議会からの答申については、それに沿った対応が求められるものもありますので、要求に当たってはその内容を確認の上、適切に反映させてください。

(7) 総合事務所管内における事業の予算見積り

総合事務所管内における事業の予算見積りは、必ず各総合事務所長のもとで、当該地域の平成26年度予算見積り事業を調整の上、所管する本庁各課と調整し、本庁各課において予算要求書を作成してください。

(8) 「通常収支分」と「7月28日豪雨災害対策分」の要求について

通常収支分と事業費を明確に区分するため、豪雨災害経費分については、他の事業区分の事業と混同せず、この経費のみでの事業を新設してください。

4 個別的事項

(1) 歳入に関する事項

過去の実績及び客観的な資料に基づき、過大又は過小な見積りにならないよう、的確な見込額を計上してください。また、計上漏れがないよう注意してください。なお、消費税率に関する国の判断があった場合には、各公共施設の使用料や各種手数料等の歳入項目に反映させてください。

① 市税

税制改正の状況を注視することはもとより、近年の予算額と決算額との差異にも留意し、的確に見積もってください。一般財源が減少する中、収納率の向上を求めます。

② 使用料及び手数料、分担金及び負担金

受益者負担の公平、適正化の観点から、実態に即した適正な料金設定及び受益者負担の適正化等を行ってください。

③ 国・県支出金

国・県支出金の廃止・縮減、交付金化、一般財源化の動向に十分留意し、予算編成に支障が生じることのないよう適切に見積もってください。

④ 財産収入

次に掲げる事項に留意して、財源確保を図ってください。

- 保有する土地・建物のうち、今後、公用又は公共用として利用する見込みのないものについては、財産管理課と協議の上、積極的に売却を進めてください。処分等に一定の期間を要する土地は、暫定的な貸付など、有効活用を図り、維持管理費等の軽減に努めてください。

なお、売払い処分に当たっては、平成24年4月1日付萩財管第44号「普通財産の売払い処分に係る事務手続きについて」（財産管理課長通知）に従い、価格の決定を行うなど、適正な財源確保を図ってください。

- 市有財産の貸付けは、平成24年3月23日付萩財管第176号「市有財産の貸付け及び使用許可に係る基準について」（財産管理課長通知）に従い、貸付料の決定を行うなど、適正な財源確保を図ってください。
- 不用物品等については、インターネットオークションによる売却などにより、財源確保を図ってください。

⑤ 市債

財源に市債を予定する場合は、必ず財政課部局担当者に確認の上、市債額等を計上してください。

⑥ その他の収入

萩市公式ホームページ及び市内LANに掲載している「各種助成制度一覧表」（市民活動推進課所管）により、財団法人や民間企業等の各種助成制度を積極的に活用するなど、財源確保を図ってください。

(2) 歳出に関する事項

積算や見積り間違い、予算要求漏れ等が多発しています。制度改正や災害対策などの理由によるもの以外は、予算不足のための予算補正はできないので、精度の高い予算要求を行ってください。**また、消費税率に関する国の判断があった場合には、歳出予算についても適切に反映してください。**

予算流用は予算現額に変更を加えるものであり、予算補正と何ら変わるものではありません。したがって十分に精査した上での見積りを求めます。

新たな事業の新設、拡充等に当たっては、財源確保ルール「ペイアズユーゴーの原則」に基づき増加する経費の財源を確保した上で予算要求してください。また、「スクラップアンドビルドの原則」により各課の事業全体の再構築を行ってください。

予算査定の過程において予算計上とならなかったものを、年度開始後、予算流用等によって実施することはあり得ません。

① 人件費

平成26年度から反映される人事給与制度は的確かつ必要最小限の額で見積もってください。

人件費のうち職員に関するものは総務課で一括計上するので、一般会計については予算要求の段階では計上不要（予算要求書の打ち出し及び様式1の記載についても不要）です。ただし、補助事業において、事業費支弁人件費

が認められる場合については、総務課と協議の上、限度額まで見積もってください。

なお、特別会計については一般会計からの繰入金算出において人件費が必要となることから、平成25年当初予算の数値を電算入力して作成してください。（予算要求書の打ち出し及び様式1の記載は不要）

報酬については、審議会・協議会の開催回数等を精査の上、実績に基づき要求してください。

② 扶助費

特に財政に大きな負荷となっている社会保障分野についても、これを聖域視することなく、法令等にかかるもの以外は見直しの対象とし、給付水準や助成対象について見直しを行ってください。

なお、義務的性格である根拠（支出の根拠、単価等の根拠等）を明示の上、要求してください。

③ 物件費等

物件費については、特に平成26年度は災害復旧事業の財源確保のため、徹底した事務事業の見直しを行い、経費の削減を求めます。

ア 賃金

一般事務補助に係る臨時職員は原則認めません。

イ 旅費

例年以上に、必要最小限の経費を見積もってください。

なお、宿泊を伴うもの及び県外の日帰り出張を要望する場合については、旅費調書（様式7）を提出してください。

ウ 需用費

- 消耗品費のうちタイヤ購入費については、財産管理課が別途調査の上、一括で予算計上します。（特別会計及び企業会計を除く。）

特別会計及び企業会計については、適宜、見積りを行い予算計上してください。

- 食糧費については、平成17年6月13日付萩財第98号「食糧費の予算執行基準の制定について（通知）」に基づき見積ってください。
- 燃料費のうちRガソリン、軽油については、17ページの「26年度単価表」に定める単価により見積もり、灯油、A重油については各課において、適宜、見積りを行い予算計上してください。

また、事業ごとに月別比較調書（様式8）を提出してください。

- 印刷製本費については、可能な限り庁内印刷を心がけてください。
- 光熱水費については、燃料費に準じ、省エネルギー対策等に十分留意の上、見積もってください。

平成24年度から実施している公共料金口座振替の関係で、水道料金及び下水道料金については、光熱水費から支出しますので遺漏なく要求してください。

また、事業ごとに月別比較調書（様式8）又は期別比較調書（様式

9) を提出してください。

- 公用車の車体検査費用を計上する場合、その対象公用車のナンバーを「積算」欄に記載してください。また、自賠責保険料（役務費）、自動車重量税（公課費）についても各課が要求してください。

車体検査期限を認識せずに、必要経費を計上していない状態が多発したことから、再度車体検査日を確認し、要求漏れがないよう留意してください。**車体検査日を管理できない車両は、財産管理課による車両の引上げ、又は廃車とします。**

- 需用費全般については、過去の実績等を十分精査の上、削減に努めてください。

エ 役務費

一般会計における本庁の通信運搬費で郵便料金と電話料金（補助事業に係るものを除く。）は、総務課において一括で予算計上します。総合事務所に係るものは、総合事務所地域振興部門において一括で予算計上してください。

なお、例年と比較して大幅な増減がある場合は総務課行政係又は総合事務所地域振興部門に連絡してください。

また、電話料金については、事業ごとに月別比較調書（様式 8）を提出してください。（固定電話と携帯電話は別葉としてください。）

オ 委託料

委託業務の内容、必要性、効果、採算性等を再検討し、職員の対応で処理が可能なものは、委託を廃止、削減してください。特に所有権移転登記業務については、職員対応とします。

中国電気保安協会に委託する電気保安業務については、財産管理課において一括で予算計上します。特別会計及び企業会計については、適宜、見積りを行い予算計上してください。

清掃業務の予算計上については、原則、財産管理課が平成 24 年 4 月に通知した「公共施設維持管理基準」の 14 ページ「清掃業務の基準」及び 15 ページ「施設別清掃基準表」により、業務内容や周期等を施設ごとに見直しを行った上、要求してください。

委託事業ごとに委託料調書（様式 6）を提出してください。なお、委託料調書は施設清掃・管理、水質検査等毎年経常的に予算計上を行っているもののみ作成してください。建設事業に係るものは作成不要ですが、業務委託の必要性を精査してください。

カ 備品購入費

公用車の購入費については、平成 26 年度は特殊車輛以外の増車や更新は行いません。また、各種備品の更新等も原則、行いません。

④ 維持補修費

「施設維持補修的経費」に係る維持補修費については、財産管理課からの通知はありません。各課が必要最小限の額を要求してください。

⑤ 投資的経費

ア 投資的経費については、災害関連事業以外の新規事業は真に必要な事業に限定します。継続事業についても、事業の内容を再検討の上、要求してください。

イ 毎年度繰越明許費を設定する事業が見受けられます。もとより繰越明許費は地方自治法に定められた制度ですが、特に辺地対策事業債、過疎対策事業債及び合併特例債を財源の一部とした場合には、繰越事業とすることにより、当該地方債の償還（利子分の地方交付税算入の有無）を通して多額の損失を萩市に及ぼすこととなります。

このことを重く認識し、年度内完了が確実にできる事業計画を立案し、単年度で完了可能な事業量分のみについて予算要求を行ってください。ただし、災害復旧事業費は除きます。

ウ 公有財産購入費

購入予定面積及び単価を「積算」欄に記入してください。また、購入単価の設定根拠を併せて記入してください。

⑥ 負担金補助及び交付金

対象団体の自立・発展を支援するための施策は、恒常的な支援が必要とされないよう支援対象や負担割合、支援期間等の仕組みを検討し、自立・支援に向けた計画やプロセスを明確にしてください。特に補助金にあつては、スクラップ アンド ビルドやサンセット方式を導入してください。

各種関係団体補助金については、必ず各課において事前に査定を行った上で計上し、補助金に係る資料を提出してください。

また、負担と公平の観点から個人に対する金銭助成等補助金については、市税等市債権の納付状況や所得制限等を導入してください。

各種協議会負担金等（法令外負担金）については、平成26年度要求に係る各団体からの事前協議資料（財政課に合議したもの）を添付してください。

県事業負担金については事業内容を十分に確認し、その内容を示すものを入手し添付してください。なお、事務費については負担しません。

⑦ その他

7地域で類似の物品を要求する場合、本庁各課において同時に、同レベルの物品を購入することを前提とした単価で要求してください。

(3) その他の事項

- ① 総合事務所管内における事業については、各総合事務所別優先事業順位一覧表（様式11）を作成し、事業を所管する本庁各課の所属長に提出してください。提出を受けた本庁各課は、単に総合事務所からの見積額を積み上げるだけではなく、部局単位で7地域の事業の優先順位及び当該事務事業の必要性等を全市的に判断の上、取捨選択して計上してください。

なお、総合事務所の優先順位については、継続事業は当然に上位の優先順位付けをお願いします。

- ② 債務負担行為の設定は遺漏のないよう、平成26年度当初予算要求書提出時に歳入歳出予算要求書に併せて、債務負担行為の予算要求書（様式2）を提出してください。（18ページの当初予算要求書提出一覧表のとおり、提出区分のB・Cについては債務負担行為調書（様式3）を含む。）

また、債務負担行為の設定は予算措置であり、当然、査定対象となります。債務負担行為予算の要求がないものについては、債務負担行為設定を行いませんので留意してください。

なお、消費税率に引上げに伴い、債務負担行為の限度額が増額となる場合、債務負担行為の再設定を行う必要がありますので留意してください。

- ③ 特別会計及び企業会計の見積りは、一般会計に準じて行ってください。
特別会計は本来、その会計の収入をもって、歳出を賄うべきですので、今後、各特別会計への一般会計からの繰出しは繰出基準等による額とすることも検討しており、各会計独自で収支の均衡を図ってください。
- ④ 要求に当たり、関係部局間で十分に調整を行い、重複要求や要求漏れ等がないよう留意してください。

5 予算編成日程

- | | |
|---|-------------------------|
| (1) 予算編成方針の通知 | 9月27日（金） |
| (2) 庁内連絡会議 | 9月30日（月）10時～ |
| ※市長訓示、予算編成方針及び予算要求書作成要領等の説明（総務課より通知済み） | |
| (3) 予算編成実務責任者説明会 | 9月30日（月）13時30分～ |
| (4) 一般行政経費上限設定額の通知 | 10月上旬 |
| (5) <u>予算要求書事前確認日</u> | <u>11月11日（月）午前中までの間</u> |
| 17ページ「9 予算に関する問い合わせ先及び予算編成部局担当者」に記載の担当者に、印刷前の予算要求書印刷原稿の確認を受けてから必要部数を印刷し、提出してください。 | |
| (6) <u>予算要求書提出期限</u> | <u>11月13日（水）17時</u> |
- 上記の提出期限後は、財務会計システムが要求段階から査定段階に移行し、入力作業ができなくなりますので、**提出期限を厳守**してください。

(7) <u>総合事務所優先順位 一覧表提出期限</u>	<u>11月13日(水) 17時</u>
(8) 財政課長査定	11月15日(金)～12月中旬
(9) 部局担当者査定	11月15日(金)～12月中旬
(10) 財政課長査定結果の通知	12月下旬
(11) 市長・副市長査定	平成26年1月初旬～中旬
(12) 最終査定結果の通知	平成26年1月下旬

6 財政課長査定ヒアリング内容

所属ごとのヒアリングに当たり、冒頭、次の事項の説明を求めます。

- (1) 平成26年度当初予算要求書作成に当たり、所属ごとの目指す方針
- (2) 全ての歳入の積算根拠説明（過去3か年分の決算状況及び平成25年度決算見込み）
- (3) 滞納への対策説明（平成24年度決算で収入未済があるもの）
- (4) 歳入確保の取組

7 予算要求書提出書類の作成要領

- (1) **予算要求書提出書類はすべてB4**で提出し、各ページには通し番号を付してください。財務会計システムの出力順によらず、「表紙」⇒「事業別予算要求一覧表」⇒「歳入予算要求書」⇒歳出予算要求書の「義務的経費」⇒「政策的経費」⇒「豪雨災害経費」⇒「一般行政経費」⇒「債務負担行為」⇒「債務負担行為調書」⇒「説明資料」⇒「各種調書」の順に調製してください。

なお、要求書には必ず表紙を付け、ホッチキスを使わずに、クリップを使用してください。

- (2) 関係法令、通達、要綱、図面等の参考資料を添付してください。
- (3) 積算単価については、原則として別に定める「平成26年度単価表」（17ページ）のとおりにしてください。

定めのないものは、適正な価格により積算し、見積書、その他根拠となる資料など必要な資料を添付してください。

- (4) 毎年、予算要求書提出後に資料の差し替え、追加が多発しています。このようなことがないようにご留意ください。

8 予算要求書提出期限及び提出部数

提出期限は15～16ページ5～（6）及び（7）に記載のとおりです。

予算要求書提出部数及び提出区分は18ページ記載のとおりです。（総合事務所別優先事業順位一覧表については、書類提出に加えエクセルファイルでメールにより財政係青木まで提出してください。）また、**提出物はすべてB4に統一してください。**なお、各種予算要求関係調書等の様式は庁内LANシステムの「財政課キャビネット」よりダウンロードして使用してください。

